

三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 Q & A

【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q 1 この補助金は、どのような制度ですか？

A 1 この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、多くの業種で早期の需要回復や利益確保の見通しが立たない中、これまでの事業を維持していただくだけでは、事業の継続が困難となりつつある企業が増加している現状を踏まえ、このような状況下においても、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換を行うことにより意欲的に経営の向上に取り組む中小企業等に対して、その取組に要する費用の一部を補助するものです。

そのため、コロナ禍の影響で経営が悪化した企業を緊急支援する救済的な制度ではなく、ステップアップを目指して新しいことに挑戦する企業を補助金の対象としています。

Q 2 この補助金の対象となる三重県版経営向上の認定申請を行うことができる者とは、何を指していますか？

A 2 以下に該当する事業者となります。

- ① 三重県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業。
- ② 三重県内に主たる事務所又は事業所を有する者であって、中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画の申請対象となる者及び法人税法施行令第5条に規定する収益事業を行う特定非営利活動法人（ただし、認定特定非営利活動法人を除く。）。
- ③ 三重県内に事務所又は事業所を有し、地域振興への貢献が高いと認められる者。
- ① の中小企業・小規模企業とは以下に該当する者です。

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

*「主たる事務所又は事業所」とは、商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人所在地又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所のことをいいます。

Q 3 従業員数に含まれる従業員の範囲は？

A 3 本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は退職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者）
- ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

①日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（*）」の所定労働時間に比べて短い者

*** 「通常の従業員」について**

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。なお、1か月とは、本補助金申請月の前月となります。

Q 4 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A 4 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の要件をいずれも超過する企業及び社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人（農業法人は利用可）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、有限責任事業組合（LLP）等のうち、三重県版経営向上計画の対象とならない者は、この補助金の対象となりません。（ご不明な場合は個別にお問い合わせください）

Q 5 士業法人は対象となりますか？

A 5 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

Q 6 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A 6 業種による制限はありません。

Q 7 三重県内に事業所がなくても申請できますか？

A 7 三重県内に事業所がない場合は申請できません。

Q 8 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？

A 8 申請できます。ただし、当補助金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを要件としているため、事業計画に新型コロナウイルス感染症の影響や課題を記載していただく必要があります。

なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届（法人は不要）及び、②事業実態が分かる書類（合計残高試算表や直近の売上台帳など）を提出してください。

Q 9 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 9 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

【他の制度との併用に関すること】

Q 10 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A 10 補助対象経費が異なる場合は、併用可能です。

【対象となる取組に関すること】

Q11 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A11 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業が実施する、生産性向上や業態転換の取組が対象です。採択された場合は、後日、三重県版経営向上計画の認定を受けていただきます（Q32～Q35 参照）。

また、現在の危機や需要減に対応するだけでなく、「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であることが必要です。

Q12 「生産性向上」や「業態転換」とは、具体的にどのような取組ですか？

A12 以下のような取組が該当します。

- ①生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）の導入
・BCP強化計画の一環としてリモートワーク環境を整備し、オフィス機能を分散
- ②省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
・生産能力の高い加工機器を導入することで、時間当たりの製造量を増強
- ③需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
・オフィスへの弁当配達から個人向けの店頭販売を事業の中心に切り替え
- ④新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
・自動車部品製造業者における既存ラインを活用した感染症防止アクリル製品生産
- ⑤新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化
・一人用土鍋にデザインやネーミングを変更し、BtoCへ対応
- ⑥新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組
・ネット通販に不慣れな高齢者にも利用しやすいようにするHPの改修
- ⑦サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築
・複数の工場に分散していた製造工程を一か所に集約し、生産効率の向上を図る。
- ⑧その他、公益財団法人三重県産業支援センター理事長が認める生産性向上、業態転換等の意欲的な経営向上の取組

Q13 「アフター・コロナ」を見据えたビジョンとは、具体的にどのようなことをいうのですか？

A13 コロナ禍の現状に対応するために講じた緊急措置の場合、コロナ禍が収束した後には不要となる設備や、見直しが必要となる事業計画などが考えられる一方、それとは逆に、コロナ禍収束後も定着する事業形態や、更なる成長が見込まれるビジネスも考えられます。そのため、この補助事業では、コロナ禍の現状だけでなく、コロナ収束後の市場動向や経営環境を念頭に置きつつ、中長期的な事業計画を作成していただくことを想定しています。申請に際して、事業計画には、「実施する取組がコロナ収束後はどのように経営向上につながることを想定しているか」、「コロナ収束後は何をめざして事業を運営していくか」などの視点を盛り込んでいただきますようお願いいたします。

Q14 業績の悪化が新型コロナウイルス感染症の影響でない場合でも対象となりますか？

A14 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合は対象となりません。申請をされる場合は、どのように新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかを明記してください。

Q15 感染防止対策を目的とした計画は、対象となる取組にあたりますか？

A15 この補助金は、生産性向上・業態転換の取組を実施する事業計画を採択します。このため、感染防止対策がどのように生産性向上や業態転換につながるかを記載してください。

Q16 国の事業継続力強化計画の認定を受けて実施するBCPのための取組は、対象となる取組にあたりますか？

A16 認定を受けた事業継続力強化計画の一環として実施する取組は、この補助金の対象事業にあたります。
なお、事業継続力強化計画の認定を受けていることについて、審査における加点措置はありません。

【補助対象経費に関すること】

Q17 この補助金の対象となる経費はどのようなものですか？

A17 生産性向上・業態転換を実施するために必要な以下に掲げる経費です。

- 施設・設備等の整備に係る経費（施設の改装、設計、電気設備工事、通信環境整備、リモートワーク環境整備、セキュリティ対策、システム購入費等）
※土地、建物・施設等の取得費、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等は対象外。
- 設備・備品等購入費（オフィス・店舗等の什器類、パソコン・周辺機器等のICT機器、リモートワーク対応機器、製造機器等）
※車両購入費、業務に直接関係ない福利厚生のための設備、装飾品等は対象外。
- 試作のための外注・マーケティング調査等、需要把握に必要な経費
※試作に係る原材料費、パッケージ等の印刷作成費は対象外
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 新事業等に対応するための従業員向けの研修費・教育訓練費
※直接人件費、旅費交通費は対象外。

これらに関するもので、①広報費、②展示会等出展費、③開発費、④借料、⑤機械装置等費、⑥外注費、⑦その他理事事が特に必要と認めた経費が補助対象経費です。

Q18 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？

A18 交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に支払が完了した経費が対象となります。

Q19 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？

A19 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりを取る必要があります。発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。ただし、1件あたり税込100万円以上となる発注先選定については、2者以上からの見積書取得が必須となります。

Q20 新事業のために工場設備を改装する費用は補助対象となりますか？

A20 生産性向上・業態転換のために必要な改装費は補助対象です。ただし、建物・施設、土地等の取得費は対象外です。

Q21 新事業のために新しく事務所を作る費用は補助対象となりますか？

A21 事業実施のために必要な改装費、電気設備や通信設備等の整備費、什器、ICT機器、リモートワーク対象機器等の購入費は補助対象です。
ただし、オフィス賃料、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等、事業に直接関係のない福利厚生のための設備や装飾品の購入費は対象外です。また、事業に関するものであっても、「機械装置等費」で購入する一式10万円未満（税抜）の物品は対象外です。

Q22 感染防止対策のための費用は補助対象となりますか？

A22 生産性向上・業態転換を目的とする事業計画の一環として実施する、必要な感染防止対策であれば補助対象となります。

Q23 汎用機器（パソコン等）の購入費は補助対象となりますか？

A23 補助事業計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となります。
ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

Q24 自動車やバイクの購入費は補助対象となりますか？

A24 車両購入費は補助対象経費となりません。ただし、調理設備を備えたキッチンカー等、補助事業以外の用途に転用できないと整理できるものであれば対象となる場合がありますので、補助対象となるか否かをあらかじめ担当課にご確認ください。

Q25 機械装置等費は「一式10万円以上のものに限る」とあるが、複数のをまとめて「一式」とすれば対象になりますか？例えば机と椅子をまとめて「一式」にするのはいかがですか？

A25 通常「一式」で扱うものかどうかで判断します。例えば次のような場合は一式として扱うことができます。

・パーティション、稼働式書庫、OAフロア等

複数の部品で売られていても、それらを組み合わせてでなければ機能をなさないので、「パーティション一式」「稼働式書庫一式」等としてまとめていただくことができます。収納庫などでも、ベースと本体を組み合わせないと使用できないものは同様です。また、空調設備や電気設備なども同様の考え方で一式で計上することが可能です。

ただし、個別に使うことが可能な複数の書庫などをまとめて「一式」とすることはできません。

・パソコン

通常、本体だけでは用をなさないため、本体+購入時パッケージソフトを取得価格として、一式で計上することができます。

・製造機器等

部品やユニット単位では用をなさないため、一式計上できます。

逆に、一式としてまとめることができないものの例は次のとおりです。

・事務用机と椅子、事務用机と脇机など

それぞれ別々に使用することが可能ですので、一式でまとめることはできません。

・食器セット

食器はそれぞれ個別で使えるので、例えば12個1組で販売されている1個1万円のガラス製食器を「食器セット一式」とすることはできません。

※ 一式で計上する場合、実績報告時に提出していただく見積書、請求書等でも、「一式」で記載していただくようにしてください。

Q26 機械装置やパソコンのリース料は補助対象となりますか？

A26 補助事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース、レンタル料については、補助対象期間分かつ補助対象期間内に支払が終了した場合に限り対象となります。

Q27 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？また、費目は何費ですか？

A27 ライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。

- ・ライセンス期間に定めがあるソフトウェア
ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア（いわゆるサブスクリプション）の場合、補助対象期間内に支出したものについて、補助対象期間分に限り対象となります。費目は借料です。
- ・ライセンス期間に定めがないソフトウェア
ライセンス期間に定めのないソフトウェアの場合、購入価格全体が補助対象となり、費目は機械装置等費となります。

Q28 中古品の購入代金は補助対象となりますか？

A28 以下の要件を全て満たす場合は補助対象となります。

- ①購入単価が50万円未満（税抜）であること
- ②購入価格の妥当性を示すため、2者以上の中古品販売事業者（個人やオークション（インターネットオークションを含む）からの購入は不可）から見積書を取得すること（1者からしか見積書を取得できない場合は理由の如何を問わず対象外）
- ③修理費用等は購入価格に含めないこと

【事業の運用に関すること】

Q29 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A29 交付決定は10月中旬の予定です。

補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます（概算払の規定もあります）。

Q30 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

A30 補助事業に着手していただけるのは交付決定後です。交付決定前に発生した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q31 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A31 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。
なお、交付決定額の増額については認められません。

【三重県版経営向上計画に関すること】

Q32 三重県版経営向上計画の認定は必ず受けなければならないのですか？

A32 補助金に採択された場合は、令和3年12月末までに三重県版経営向上計画のステップ2の申請書の提出を行ってください。
三重県版経営向上計画の詳細については、以下のURLのホームページをご覧ください。
http://www.miesc.or.jp/web/cgipg/cms/see_more_sm.pl?d=10&c=228
(または で検索)

Q33 過去に三重県版経営向上計画の認定を受けたことがあります。改めて認定を受けないといけないのですか？

A33 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けている場合でも、補助金の採択を受けた場合は、今回の事業計画で改めて認定を受けてください。

Q34 この補助金に申請したら、自動的に三重県版経営向上計画の認定を申請したことになるのですか？

A34 三重県版経営向上計画の認定申請はこの補助金とは別に行っていただく必要があります。ただし、事業計画書の様式は経営向上計画のものと同じものですので、内容についてはそのまま流用していただくことができます。
三重県版経営向上計画については、お近くの商工会・商工会議所で作成支援をしておりますのでご相談ください。

Q35 三重県版経営向上計画の認定を受けたことがある場合、審査で有利になりますか？

A35 三重県版経営向上計画の認定の有無について、審査における加点措置はありません。